

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 5 Number 4

●巻頭論文

「日米安全保障関係の展開」細谷雄一

●政策研究

「荒れる海、南シナ海の行方」松本 太

「世代会計の分析から見えてくること」北浦修敏

「人口減少下での労働市場 ～女性、高齢者の労働力率引上げが急務～」藤江泰郎

「グーグルグラスからゴルフウォッチまでウェアラブル化する世界とウェアラブル・コンピューティングの今後の方向性」雨宮寛二

●研究所ニュース

「第5回 東京－ソウル・フォーラム:日韓関係の改善に向けて有意義な討議を展開」

「ウクライナのシンクタンクとの意見交換」

新たな構想力をもって

世界平和研究所理事長 佐藤 謙

我々は、現在、経済、安全保障など様々な分野で、かつて経験したことのない困難な課題に直面している。それらの背景には、我が国及び世界の大きな構造変化があり、新たな構想力をもって臨む必要がある。

我が国国政の喫緊課題である経済再生と財政再建も、根底にある人口問題まで展望した構想がなければ、真の解決とはならない。最近、出生率の問題を議論する気運が出てきたが、当研究所の25周年記念提言で指摘したように、この問題については、長期的観点に立ち、総合的な施策を必要な限り打ち続ける政治の強い意志が不可欠である。

国際社会では、パワーバランスの変化を背景に、安全保障環境の不安定化が進んでいる。我が国は、現在、新たな安保構想の下、集団的自衛権等法制整備を含め、抑止力の強化に努めているところであるが、これに加えて、海洋秩序の安定化のための国際協調体制の構築についても、我が国として、積極的に取り組むべき時期にきているのではないか。このため、当研究所では、今後、内外のシンクタンク等とも連携を取りつつ、海洋秩序安定化のための国際的枠組み作りに向けて、検討を進めていきたいと考えている。

日本及び世界の重要課題に関する当研究所の活動に対し、引き続きの御理解、御協力をお願い申し上げます。



公益財団法人 世界平和研究所

IIPS

巻頭論文

日米安全保障関係の展開

慶應義塾大学教授・上席研究員

細谷雄一

はじめに

2014年10月8日の午後、日本側から福田浩司外務省北米局長と黒江哲郎防衛省防衛政策局長、そしてアメリカ側からダニエル・ラッセル東アジア・太平洋担当副次官補とデイヴィッド・シェアー・アジア・太平洋安全保障担当国防次官補らが東京で日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)の会合を開催した。そこでは、東アジアの地域情勢や沖縄の負担軽減などの問題など、幅広く日米両国政府が共有する安全保障問題についての協議を行った。さらには、日米防衛協力小委員会(SDC)を開始して、「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)の見直しについての協議が行われ、その中間報告がとりまとめられた。

日米両国間での防衛協力の基本的な枠組みを規定するこのガイドラインは、1978年と1997年と、これまでに二度合意がなされた。これまで前者は旧ガイドライン、後者は新ガイドラインと呼ばれてきた。「新ガイドライン」からすでに17年が経過して、日本をとりまく安全保障環境も大きく変容している。

ちょうど1年ほど前の2013年10月3日。そのようなこともあり、東京で岸田文雄外相、小野寺五典防衛相、ジョン・ケリー国務長官、チャック・ヘーゲル国防長官の4人が集まり、日米安全保障協議委員会(SCC)を開催していた。このSCC、いわゆる閣僚級の「2+2」が日本で開催されたのは初めてのことであり、アメリカの国務・国防の両長官が東京に同時に滞在することも例外的なことであった。この4人が東京に集まり、日米ガイドラインの見直し作業を始めることを宣言したのである。現在、日米同盟の深化に向けた重要な日米交渉が進められている。

ここでは、1978年から現在までの、36年間の日米安全保障関係の発展の歴史を概観し、ガイドラインの改定がどのような意味を持つのかを検討することにした。第2次安倍晋三政権は、昨年12月に「国家安全保障戦略」(NSS)文書を策定し、同時に国家安全保障会議(NSC)を設立させた。また、今年の7月1日には、集団的自衛権の部分的行使容認を含めた安全保障法制の整備のための閣議決定を行った。日本独自の防衛能力の向上と、より積極的な安全保障政策を基礎として、政府はいま、日米同盟の強化に向けて動き出している。それにより、アジア太平洋地

域やグローバルなレベルでのさまざまな安全保障上の脅威に対処する見通しである。まずは、最初に日米ガイドラインが作成された36年前に戻ることにしよう。

1.旧ガイドラインの成立、1978年

1970年代は、グアム・ドクトリンによる米軍の西太平洋からの後退や、同盟国への防衛分担の要請、ニクソン・ショックによる同盟諸国との信頼関係の動揺など、日本とアメリカとの同盟関係にもいくつもの懸念が見られていた。^{*1}アメリカ政府の意向としては、1970年代後半にはデタントが後退して、次第に新冷戦のなかで極東におけるソ連の軍事力の増強に対抗することが重要であった。^{*2}日本政府としては、ソ連の増強される軍事力に対抗し、またアメリカをアジアから撤退させないことが重要な目標であった。

最初のイニシアティブは、坂田道太防衛庁長官によりなされた。坂田防衛庁長官は、1975年6月3日の衆議院内閣委員会で、①自衛隊が対潜水艦攻撃を受け持つなどの日米の機能分担、②アメリカの日本の支援の具体的範囲、③我が国の防衛に対する在日米軍の補完的役割、④在日米軍基地の軍事的側面、などを明確にしたいと述べた。^{*3}坂田長官は、「昨年12月、防衛庁長官になって、日米間に有事の際の何の取り決めもないことを知った」と述べている。これを制服間のみではなく、政治レベルも協議するのを感じた。そして、「どこからどこまでは日本が防衛すると決めるのは自衛隊のあり方になじまないし、専守防衛という憲法上の制約もあって、海域の分担は考えていない」^{*4}と述べている。

1975年8月の坂田道太防衛庁長官とシュレジンジャー米国防長官との間の会談では、シュレジンジャー国防長官が日本政府に対して、①シーレーンの確保、②対潜能力の強化、③防空任務の三点を要請し、坂田長官は今後防衛努力を強化する方針を伝えた。^{*5}1976年7月、坂田・シュレジンジャー会談を受けて、日米防衛協力小委員会を設置することの合意が得られた。そこでは、「緊急事における自衛隊と米軍との間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき措置に関する指針」が作成されることになった。ここで、「日米防衛協力の指針」すなわち旧ガイドライン作成が行われる。^{*6}日米安保協議委員会には、日本側は外相と防衛庁長官、統合幕僚会議事務局長が参加し、アメリカ側は駐日大使と在日米軍参謀長が参加した。また日米防衛協力小委員会は、日米双方の外務・防衛の実務担当者によって協議が行われ、2年間の検討を経た。

この頃、外務省でアメリカ局長(1979年以降は北米局長と名称変更)であった中島敏次郎は、次のようにガイドライン策定に至る経緯を回顧している。「私としては、それまで当然日本として防衛問題について手立てをしておくべきであったことを、少しでも進めたいという気持ちでいました。その一つのはじめが、日本が万一攻められた場合にどうやって日米が防衛協力をするかという『ガイドライン』を作ることでした。安保条約の第五条は日本自身が攻められたときどう守るかという話です。こちらの方はアメリカもいることですから、いくら何でもそう手薄になるといことはありません。それで第六条の極東有事、つまり日本の周辺でそのような事態が起きた時に、どこまで日本としてやれるのかを少し掘り下げて研究したらどうだという話になりました。」^{*7}

興味深いことに、この時点では日本の領域防衛に関する「五条事態」だけではなく、それが終わった後に「六条事態」すなわち極東有事における日米防

衛協力の指針も議論する見通しであったのだ。つまり、「五条事態についてのガイドラインは成立しました。その次にもっとデリケートな六条の日本周辺に自衛隊を出していかなければならない問題を、その後にくつりと考えようという姿勢でやりました。*8中島は次のように述べる。「米軍が攻撃を受けたときに自衛隊がそれを援護できるか、日本以外の場所と一緒に行動することが自衛権に反するかなど、そういう問題を全部、検討しなければなりません。そのために憲法解釈もそれなりの研究をしなければならないわけです。」

このように、この頃の日米同盟における大きな問題は、日米安保条約の「六条事態」、すなわち極東有事の際に自衛隊にどのような活動が可能かをめぐってであった。しかしながら、日本が直接攻撃される「五条事態」の場合とは異なり、「六条事態」ということになるとそれは、個別的自衛権を越えた自衛隊の活動となる懸念があった。結局は、自衛隊や日米同盟に対する革新勢力や左派のメディアの強いアレルギーや批判に直面して、政府はこの問題に取り組むことなく、本来の作業の前半部分、すなわち個別的自衛権に関わる「五条事態」のみに限定して、日米防衛協力の指針を合意した。

他方、アメリカ政府としても、1970年代中頃までに、極東におけるソ連の新たな軍事能力の拡大を封じ込めるためにも、日本により大きな防衛分担を求めるようになっていた。とりわけアメリカ海軍は、日本周辺のシーレーン防衛を日本に担ってもらおう働きかけていく。*9日本は集団的自衛権に関連する「六条事態」というロジックではなく、むしろシーレーン防衛という個別的自衛権の拡大解釈により、より大きな防衛分担を担う方向へと進んでいった。とはいえ、この問題についても日本政府は消極的であった。

結局、1978年11月27日に、日米両国政府間で、日米安全保障協議委員会が了承した防衛協力小委員会報告、すなわち「日米防衛協力のための指針」が合意された。そこでは、「日米両国は、日本に対する武力攻撃がなされた場合に共同対処行動を円滑に実施し得るよう、作戦、情報、後方支援等の分野における自衛隊と米軍との間の協力態勢の整備に努める」と規定されて、「このため自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適宜実施する」と記されている。日米安全保障関係にとっての、きわめて重要な前進を刻むことになった。

2.新ガイドラインの成立、1997年

冷戦が終結すると、冷戦後の世界で日米同盟がどのような役割を果たすべきかについて、真摯な議論がなされるようになった。1996年1月に首相に就任した橋本龍太郎は、沖縄少女暴行事件などで動揺する日米関係に強い意欲で取り組んだ。1996年4月には、クリントン大統領が訪日し、橋本首相とのあいだで、「21世紀に向けての同盟」という共同宣言を発表した。*10そこでは、1978年ガイドライン見直しを目指すことになった。

この点については、当時外務省北米局長だった折田正樹が、次のように回顧している。「日米安保共同宣言はガイドライン(日米防衛協力のための指針)の見直しを取り上げています。一九七八年に作成されたガイドラインでは、平時における協

力と五条事態、つまり日本が攻撃されるような場合についてはある程度の日米の協力体制が言及されていましたが、六条事態についてはほとんど言及がありませんでした。*11旧ガイドライン策定からすでに18年が経過したこの時点でも、依然として日本国内では「六条事態」について議論することは容易ではなかった。しかしながら朝鮮半島危機を受けて、政府は「周辺事態」についての検討を進めていく。

このような考え方を踏まえ、政府は1997年に閣議決定を行い、ガイドラインの実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための体制の充実を図るため、法的側面を含めて政府全体として検討し、必要な措置を講ずることとした。そこでは、「平時」「有事」「周辺事態」という、三つのケースで行うべき日米間の防衛協力の枠組みが合意された。1998年、政府はその成果として、周辺事態安全確保法案、日米物品役務相互提供協定を改正する協定(ACSA)、自衛隊法の一部改正(自衛隊法第100条の8)という三つの法案を提出し、成立した。*12冷戦後の世界における新しい脅威に対処するためにも、日米同盟はガイドラインを改定することで、より広い領域での防衛協力が可能となったのである。

3.ガイドラインの改定へ向けて、2014年

前回のガイドライン改定から16年が経過して、安倍政権は2013年10月にガイドライン改定作業を始めるという重要な決定をした。「2+2」により合意された文書、「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」のなかでは、次のように記されている。「日本及び米国は、最先端の能力のために資源を投入し、相互運用性を向上させ、兵力構成を近代化し、同盟における役割及び任務を現在及び将来の安全保障の現実に適合させることにより、両国が21世紀の地域及び世界の課題に共同して的確に立ち向かうことが可能となるよう、同盟をよりバランスのとれた、より実効的なものとし、十全なパートナーとなる決意である。このため、両国の同盟は、その広範な課題について協力を拡大、深化させることを目的として、情報保全、装備・技術、サイバーセキュリティ、宇宙の安全等における協力及び調整の向上に注力しなければならない。」そして、「閣僚はこのSDCの作業を2014年末までに完了させるように指示した。」

今年7月1日の閣議決定を受けて、ようやく旧ガイドラインから36年を経過して、「五条事態」を越えた日米防衛協力のあり方を議論できる段階に到達した。しかしながら、依然として国内では、個別的自衛権に固執した安全保障論が語られている。時計の針を36年前に戻すことなく、現在の安全保障上の脅威のグローバル化や、安全保障をめぐる国際協調の重要性の増大に応じて、より柔軟かつ現実的な、日米安全保障協力のあり方を合意すべきである。

*1) その背景については、添谷芳秀・ロバート・エルドリッチ「危機の中の日米関係—1970年代」五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、2008年)248-250頁、マイケル・J・グリーン「力のバランス」ステューブン・K・ウォーゲル編『対立か協調か—新しい日米パートナーシップを求めて』(中央公論新社、2002年)38-9頁、外岡秀俊・本田優・三浦俊章『日米同盟半世紀—安保と密約』(朝日新聞社、2001年)338-346頁参照。

*2) マイケル・J・グリーン「能動的な協力関係の再構築に向けて—冷戦後の同盟漂流に対する八〇年代の教訓」入江昭/ロバート・A・ワンブラー編『日米戦後関係史1951-2001』(講談社インターナショナル、2001年)162頁。

*3) 外岡・本田・三浦『日米同盟半世紀』339頁。

*4) 同上。 *5) 同上、344頁。 *6) 同上。

*7) 中島敏次郎著、井上正也・中島琢磨・服部龍二編『外交証言録 日米安保・沖縄返還・天安門事件』(岩波書店、2012年)152頁。 *8) 同上、154頁。

*9) グリーン「力のバランス」38頁。

*10) 村田晃嗣「冷戦後、9.11以後の日本とアメリカ1990-2007」五百旗頭編『日米関係史』302-3頁。

*11) 折田正樹著、服部龍二/白鳥潤一郎編『外交証言録 湾岸戦争・普天間問題・イラク戦争』(岩波書店、2013年)201頁。

*12) 田村重信編『日本の防衛政策』(内外出版、2012年)191頁。

政策研究

荒れる海、 南シナ海の方

主任研究員

松本 太

東アジアにおける国際秩序が危機に瀕しつつある。数年前は小波にしかすぎなかったものが、大波になって地域全体を飲み込む勢いだ。それは東シナ海と南シナ海で起こりつつある、中国による赤裸々で不法な実力行使のためである。

ベトナムの最高指導者グエン・フー・チョン共産党書記長は、7月1日、南シナ海での中国との対立について、「戦争が起きるのかと問う人がある。ならば、われわれはあらゆる可能性への準備をしておかなくてはならない」と強調した。

南シナ海の西沙諸島付近で5月初旬に中国海洋石油が移動式の大型掘削装置「海洋石油981」を設置して、石油掘削作業を始めたのをきっかけとして、中越関係は、事実上の戦争状態に一歩近づいた。チョン書記長は、ベトナム共産党のイデオログとして、中国との友好関係を維持してきた最高位の人物である。その書記長の口から、中国との「戦争」という一言が漏れ伝わるといふことは、事態の深刻さを物語って余りある。

一方、フィリピンではアキノ大統領が、フィリピンが支配する南シナ海の一連の島嶼を中国が次々に略奪するかのような動きを見せる中で、この6月には中国の行動をドイツのナチによる侵略に擬えることとなった。

2012年4月から6月にかけて行われたスカボロー礁の封鎖、次にはアユンギン礁への中国監視船の派遣による妨害行動、さらには南シナ海における中国が実効支配する岩礁に対する土砂の運搬、将来的な滑走路の建設とみられる一連の実力行為は、アキノ大統領とフィリピン国民をして心底より怒らせたのである。

核心的利益を堅持する中国

いずれの場合も、紛争当事国であるベトナム、フィリピンの了解を得ず、中国の漁民にはじまり、中国海警局の監視船や人民解放軍海軍の艦船などが総動員されるという、国際法を度外視した実力行使が中国によって行われたことに大きな原因がある。

こうした中国の行動は、中国においては自らの「核心的利益」を堅持するという内在的な理由をもって積極的に擁護されてきている。すなわち、核心的利

益という中国の国益を守るためならば、実際に中国は武力行使も辞さないということになる。これは、結果として、これまでの平和的台頭という路線を否定する論理といえよう。

こうした考え方は、かつて鄧小平が唱えた「韜光養晦 有所作為」という原則が、2009年には当時の胡錦濤総書記によって、「韜光養晦 積極有所作為」と新たに表現されたこととも軌を一にしている。

すなわち、東シナ海でも南シナ海においても、2008年以降、中国が国際法に基づかない積極的な海洋進出を本格化させてきた結果、今日の危機が顕在化したのである。

この背景には次の3つの理由が存在すると考えられる。

第一には、中国社会のナショナリズムを支えている国家としての自信の現れである。特に、リーマンショック以降、欧米諸国が経済的疲弊に直面する中で、中国が経済危機を大規模な国家支出により乗り切り、一層の経済発展に成功したという過度の自信が、対外的には「傲慢」な行動として表面化しているといえよう。

第二には、かかる表面上の自信とは逆に、一説には年間18万件とも言われる集団暴動などの「群性事件」(注:中国でデモや暴動などの集団による騒乱や騒擾事件を意味する用語)が発生するという、政治・社会不安の深まりを指摘する必要がある。こうした国内矛盾に対する処方箋の一つが、ナショナリズムを鼓舞し、積極的な対外進出を懲遷するという傾向として現れている。

第三に、忘れてはならないのは、中国人民解放軍による中長期的な海軍戦略の存在である。「ブルーウォーター・ネビー」を目指して着実な近代化を遂げてきた中国海軍にとっては、第一列島線を超えて、第二列島線に至る西太平洋での活動を常態化させる上で、東シナ海と南シナ海における行動の自由を確保することは、基本的な大前提であるのだ。

すなわち、中国の自信と不安、そして軍による戦略という3つの主たる要素が複雑に絡み合っており、中国の対外進出の核心的な背景を形作っているわけである。

中国による「サラミ戦術」とは

それでは、中国の南シナ海における海洋進出の特徴とは何であろうか。以下に、二つだけ顕著な特徴を指摘したい。

ひとつの特徴は、武力行使に必ずしも至らない実力行使と外交的な恫喝である。

例えば、フィリピン漁船やベトナム漁船に対する中国海警局監視船の実力行使は、その代表例である。これまで何隻ものフィリピン漁船が、スカボロー礁やアユンギン礁への近接を妨げられている。ベトナムでも多くのベトナム漁船が中国監視船に体当たりされ、漁船に損害が出るばかりでなく、漁師に負傷者までが出ている。

さらに、二カ月以上にわたってベトナム沖に設置された「海洋石油981」という大型掘削装置も、中国海洋石油総会社が言うところ、「動く領土」であり、「戦略兵器」なのである。

もう一つの特徴は、多種多様なプレイヤーの存在と、これらの間の組織的な連携行動である。

例えば、この6月5日のベトナム政府の発表によれば、中国側がいわゆる「キャバツ戦術」を取っていることが明らかにされている。

大型掘削装置を守るため、一時は140隻に及ぶ中国の軍艦や法執行船、そして漁民までが統制された形で「キャバツ」の皮になり、中国の様々な組織が緊密な統制の下で行動していたのである。

この背景には、中国人民解放軍が全面に出るよりも、非軍事的組織である中国国家海洋局や、漁民を「海上民兵」として活用するという戦術が意図的に取られていることが見て取れる。さらに言えば、こうした非軍事的組織は、中国人民解放軍と緊密な連携、具体的な統制下で運用されているのだ。

フィリピンとベトナムの戦略

フィリピンとベトナム両国は、現在、実力行使を行う中国に対抗するために、明らかにこれまでとは異なった戦略を取り始めた。

それは大きく分ければ、①抑止力を高め、②連携を強化し、③「三戦」に訴えるという具体的な行動として結実しつつある。

第一に、抑止力の強化である。

ベトナムはすでに6隻のキロ級潜水艦をロシアから購入し、2016年までに全ての配備が行われる予定になっている。また、潜水艦の運用訓練のために、インド海軍からの支援を受け入れることもすでに決まっている。海洋監視船についても、この5月初旬以降に起きた中国の大型石油掘削装置をめぐる対峙の結果、今夏の岸田外務大臣によるベトナム訪問の際に、日本政府から6隻の中古の船舶を導入することが決定されている。

フィリピンについても、フィリピン・コースト・ガードは日本、フランス、米国などより監視船を導入する予定になっており、今後、海洋保安能力が一層高まることが見込まれている。また、この4月のオバマ大統領のマニラ訪問の際には、米比間の新たな軍事協力協定が締結され、米軍艦艇の定期的なフィリピンへの立ち寄りも合意され、また、沿岸レーダー設備と訓練施設を米国から提供される予定である。

第二に、第三国との連携については、ASEANのクレイマント・ステイトを中心に目覚ましい動きが見られている。

まずベトナムとフィリピン間の連携の強化は極めて顕著である。この二カ国に加えて、マレーシアやブルネイなどのASEANのクレイマント・ステイト(領有権を主張する国)間での意見交換やコンタクトは日増しに盛んになっている。加えて、日本や米国といった安全保障上の利害が一致する第三国との協力関係の推進は目覚ましい。

第三に、フィリピンもベトナムも、中国が得意とする、いわゆる心理戦、世論戦、法律戦という「三戦」を積極的に行うようになってきている点である。

フィリピンは昨年1月、国連海洋法条約に基づく仲裁手続を中国に対し提起し、この3月末には国際仲裁裁判所に対して南シナ海における「島嶼」の法的地位に関する見解を含む、膨大な申述書を提出した。また、この法律戦は多分にフィリピンの中国に対する世論戦として強く展開されているといってもよいだろう。

フィリピン政府は、フィリピン海空軍が撮影した、中国が実効支配する島嶼における土砂運搬活動などの写真を国際社会に幅広く配信し、中国の既成事

実を作ろうとする動きを強く牽制した。

ベトナムについても、中国海洋石油の大型掘削装置事案においては、中国側の海上での実力行使に関して、連日のように記者会見を開き、国際社会にその実態を訴え、中国監視船がベトナム漁船に体当たりするビデオまで公開している。また、ズン・ベトナム首相は、中国があくまでも強硬姿勢を崩さないならば、フィリピンのように法的手段に訴える可能性まで示唆してみせた。

南シナ海の「メールストローム」の行方

この7月半ばには、中国は予定よりも一ヶ月も早く、パラセル諸島近海から突如として大型掘削設備を撤退させ、現在、ベトナムとの間の緊張が一時的に和らぐ方向にある。11月に予定されている中国でのAPECの成功も睨んでいるのであろう。

中国は、ようやくASEAN諸国が強く希望していた、南シナ海の行動規範、いわゆる「COC」の議論を開始することに同意し、ASEAN諸国に対して中国は、来年に向け海洋問題での協力を呼びかけている。

このような表面上の変化が、はたして中国の外交・安全保障の戦略的な変化を意味するか否かについては、深刻な疑問符をつけざるをえない。

ケリー米務長官が明確に指摘するとおり、「九段線」といった「主張の不明瞭さが不透明さを生んでいる」のである(8月10日東アジア首脳会議閣僚会合での発言)。ところが、フィリピンが提起した国連海洋法条約に基づく仲裁に中国は一切応じていない。中国は自らの法的根拠の脆弱性を理解しているからこそ、こうした呼びかけを一切拒否している。

むしろ、中国は現在、実効支配している岩礁に土砂を運び込み、将来的に滑走路を作ろうと画策している。この背景には、他のクレイマント・ステイト並の広域の海洋監視能力の獲得を念頭においているからであろう。

依然としてASEAN諸国の中では、中国の経済的恩恵を受ける中小国を中心に、中国との友好関係を維持したいとの意向が強いことは否定出来ないが、同時に、この数年の間に完膚なきまでに失われた、フィリピンやベトナムなどの東南アジア諸国の信頼を、中国が取り戻せるとも到底考えられない。

いずれにせよ、南シナ海をめぐる各国による海洋監視能力の更なる向上と、中国の海洋進出を受けた抑止力の構築努力は一層盛んになるだろう。すなわち、東南アジア諸国は、安全保障面の抑止力強化、すなわち防衛力整備と、日米などの友好国との間で事実上の同盟関係、ないしは連合の構築をこれまで以上に急ぐことになるだろう。

この4月に行われた日本政府の武器輸出禁止三原則の見直しは、このようなコンテキストにおいて、日本との将来的な安全保障協力に向けて、東南アジア諸国からの期待を一層高めることになった。

このような流れが、最終的に中国と東南アジア諸国との間でセキュリティ・ジレンマを生むか、あるいは、地域における協調的な安全保障環境を構築できるかは、多分に中国の内政の矛盾の増大如何にかかっている。

現在の国際秩序を毀損するような行動が今後とも続くのであれば、国際社会からの反動がさらに強まり、東アジアの秩序は「メールストローム(大渦巻)」に巻き込まれていくことが確実に予想される。

政策研究

世代会計の分析 から見えてくること

主任研究員

北浦修敏

本稿では、財政の持続可能性を考慮した世代会計の分析を下に報告を行う。分析の詳細は「財政の持続可能性を踏まえた世代会計の分析」(世界平和研究所ディスカッションペーパー)を参照されたい。本稿の主な結論は以下の通りである。第1に、現在の政策の継続を前提にすると、現在の若年世代を代表するゼロ歳世代は1318万円の受益超過(生涯受益額8880万円、生涯負担額7561万円の差。生涯所得比7%の受益超過)となり、現在の全ての世代は負担を将来世代に先送りし続けていることが示唆される(ただし、公的債務残高の対名目GDP比が発散するため、現在の政策を継続することはできない)。第2に、財政の持続可能性を確保するように財政再建を行うと、現在のゼロ歳世代は965万円の負担超過(生涯受益額7451万円、生涯負担額8416万円の差。生涯所得比5%の負担超過)となる。第3に、財政再建を実施すると、現在の政策を維持する場合と比べて、現在のゼロ歳世代で2284万円(1318万円と965万円の和)、1年当たり27万円(受益減17万円、負担増10万円)の負担の増加となり、現在の高齢者(65歳以上の者)平均で633万円、1年当たり45万円(受益減39万円、負担増6万円)の負担の増加となる。最後に、現在の世代が将来に先送りする公的債務による将来世代の超過負担額は、現在の政策を前提とすると、総額2134兆円(一人当たり4249万円)、財政再建を実施すると、288兆円(一人当たり572万円)となり、財政再建は将来世代の負担を劇的に軽減する(一人当たり3677万円の負担減となる)。

1. 世代会計の分析の概要と

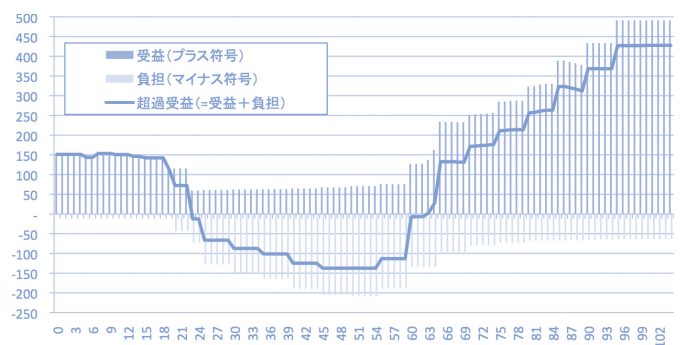
現在の各年齢別の受益と負担の状況

日本では、世代会計は、将来と過去にわたる各世代の受益と負担を計算するものと考えられている。しかしながら、本来の

世代会計は、将来に向けて政府支出と政府収入に関する長期推計を行い、それを各世代に配分した上で、①ゼロ歳世代(現在の世代の代表)と将来世代に関して生涯にわたるそれぞれの超過負担額を計算・比較するとともに、②各種の制度変更が将来に向けて現在の各世代にどのような影響を与えるかを分析するものである。本稿では本来の分析に合わせて将来に向けた受益と負担の分析のみを扱う。

世代会計を計算する前提として、現在(2012年度)の政府支出、政府収入を各世代一人当たり割り振ると、図1のようになる。受益は20歳未満の若年層と65歳以上の高齢層で大きく、負担は働き盛りの20代から60歳代前半で大きい。なお、65歳以上の者の平均的な受益額は288万円であるが、このうち85%が社会保障支出からの受益であり、残りの15%は、道路、図書館等の社会資本ストックや国防、警察、消防等の行政サービスからの受益である。

図1 2012年度の各年齢層の受益と負担の姿(万円)



2. ゼロ歳世代の受益と負担

次に、100年先までの政府支出・政府収入に関する筆者の将来推計を下に計算された世代会計の結果について説明する。現在の政策(2015年度の消費税率10%への引上げを含む)が継続すると仮定すると、現在世代(2012年に生存する全ての世代)の代表としてのゼロ歳世代は1318万円の受益超過(生涯受益額8880万円、生涯負担額7561万円の差。全て割引現在価値であり、生涯にわたる数値に関しては以下同様)となる。これをゼロ歳世代の生涯所得(1億9146万円)で割ると、約7%の受益超過となる。過去の分析では若い世代は負担超過とされていたが、既に大きな公的債務残高が積みあがっていると、現在も巨額な財政赤字を出し続けていることを踏まえると、若い世代でも受益超過となっている本稿の推計結果の方が妥当なものと考えられる。過去の先行研究と併せみると、現在の政策の継続の下では、現在の全世代が将来世代に負担の先送りを続けることが示唆される。

ただし、現在の政策は継続できない。なぜなら、公的債務残

高の対名目GDP比は100年後に1000%を超えてしまい、現在の政策のままでは、確実に将来のいずれかのタイミングで財政破たんが引き起こされることになるからである。そこで、財政の持続可能性を担保できるよう財政再建を行うシナリオの下で改めて計算を行うと、ゼロ歳世代は、965万円の超過負担(生涯受益額7451万円、生涯負担額8416万円の差。生涯所得比5%の負担超過)となる。現在の政策を継続する場合に比べて、ゼロ歳世代は、2284万円の負担総額の増加(1429万円の受益額の減少、855万円の負担額の増加)を受け入れなければならない。

3.財政の持続可能性を確保した場合

(財政再建を実施した場合)の各世代への影響

次に、現在の政策を継続した場合と財政再建を実施した場合で、現在の各世代が将来に向けてどの程度の財政負担を引き受ける必要があるかを示したのが図2である。ゼロ歳世代は既に見たように2284万円の負担の増加となる。また、高齢者(65歳以上の者)平均では633万円の負担総額の増加(544万円の受益額の減少、89万円の負担額の増加)となる。若い世代ほど生涯負担の増加総額が大きくなる理由は、①将来に向けた労働期間が長く、大きな税負担・社会保険負担の増加を引き受けることになること、②受益は、高齢期の社会保障給付とともに、若年期の教育サービスからの受益が大きく、これらが削減されること、等による。

図2 2012年度の各年齢層の財政再建による一人当たりの負担の増加額(万円)

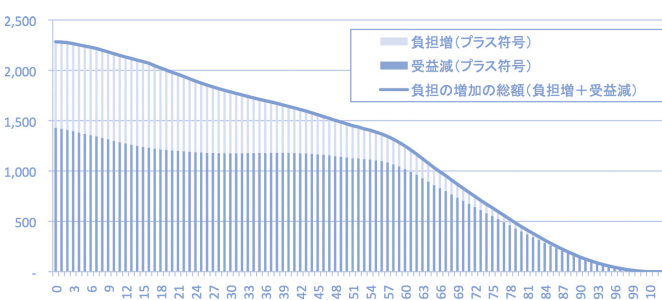
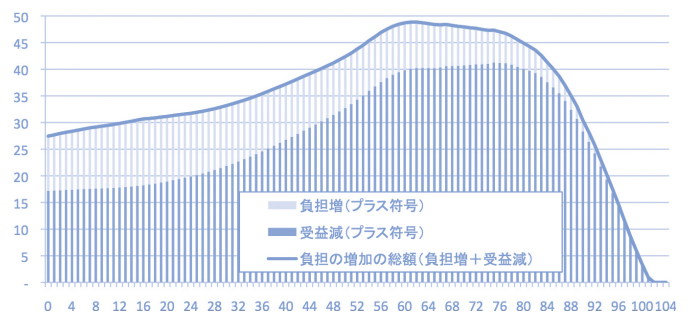


図2の負担の増加額を各年齢層の平均余命で割って、1年当たりの負担の増加額をみると、図3のようになる。財政再建により、2012年度のゼロ歳世代は年平均27万円の負担総額の増加(17万円の受益額の減少、10万円の負担額の増加)となり、2012年度の高齢者は年平均45万円の負担総額の増加(39万円の受益額の減少、6万円の負担額の増加)となる。このことは、ゼロ歳世代では受益が16%減少し、負担が11%増加され、高齢者では受益が11%減少し、負担が7%増加されることを意味する。高齢者の1年当たりの負担の増加額が大きいのは、

①今回の推計では、社会保障支出以外の支出を削減する余地が小さいことから、財政再建による政府支出の削減は全ての支出で均等に行くと仮定しており、規模の大きい社会保障給付の削減額が大きくなっていること、②高齢者は近い将来に受益を受けるため、割引現在価値が大きくなること(若年層も同様に社会保障給付は削減されるが、遠い将来から金利で累積的に割引かれることから、現在価値は小さく表示されること)による。

図3 2012年度の各年齢層の財政再建による一人当たりの負担の増加額を各年齢層の平均余命で割った一年当たりの負担の増加額(万円)



4.将来世代への負担の先送り

最後に、現在世代が亡くなる100年後までに、現在世代が将来世代へ残す公的債務の先送り額を計算すると、現在の政策を継続した場合は2134兆円、財政再建を実施した場合は288兆円となる(共に割引現在価値)。これを将来世代一人当たりで換算すると、4249万円と572万円となる。将来世代の生涯所得比で、それぞれ22%、3%となる。このように、財政再建を実施すれば、将来の世代の負担は大幅に削減することができる。なお、出生率を回復すれば、将来世代の人口数が飛躍的に増加するために、将来世代一人当たりの負担額は相当程度軽減できるが、それだけでは財政の持続可能性は確保できず、出生率を回復するシナリオでも、生涯所得比で5%程度の超過負担をゼロ歳世代が引き受ける財政再建が不可避であることが筆者の分析で確認された。

筆者の分析は最近の他の分析結果との比較で概ね妥当なものと考えているが、世代会計の分析結果は、成長率、金利、出生率の動向等を左右され、また、政府支出の削減と増税をどのように組み合わせるかにも依存する。さらに、今後の財政再建に当たっては、透明性を確保し、また、説明責任を果たす観点から、どの世代がどの程度の負担増を覚悟する必要があるかについて分析を行う重要性が高いと考えられる。政府や民間のエコノミストの間で、さらに丁寧な分析が実施されることが期待される。

政策研究

人口減少下での労働市場

～女性、高齢者の労働力率上げが急務～

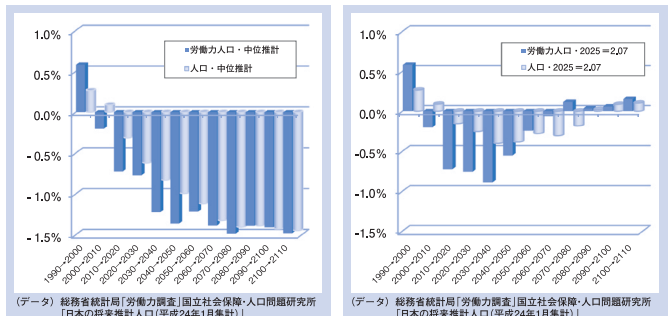
主任研究員

藤江 泰郎

1.2040年にかけて人口減少以上のテンポで労働力人口が減少

最近、人手不足の声がいろいろなところから聞かれ始めている。これは景気拡大という「労働需要」の増大による面もあると考えられるが、一方で人口減少局面に入った我が国においては、「労働供給」の天井が低くなってきていることも影響していると考えられる。図表1は、国立社会保障・人口問題研究所の人口の中位推計による人口の変化率とその人口を前提とし2010年の年齢別労働力率を横ばいとした場合の労働力人口の変化率を示したものだ。これをみると、高齢者割合の高まりを反映して、目先2040年にかけて、人口の減少テンポを上回り労働力人口が減少することが分かる。私は、本年1月に「出生率=2を目標とした異次元の少子化対策政策を」と題した研究レポートを発表した。図表2は、そのレポートで試算した2025年までに出生率を2.07まで引き上げた場合の人口の変化率と、図表1と同様に試算した労働力人口の変化率だ。これをみると、目先2040年にかけての人口と労働力人口の減少幅の差がさらに広がる事が分かる。このことは、「これから出生率の引き上げに取り組んでも、これまでの少子化の影響から出生率引き上げによる出生増が労働力人口に反映されてくるのは2040年以降となる」ことを示している。

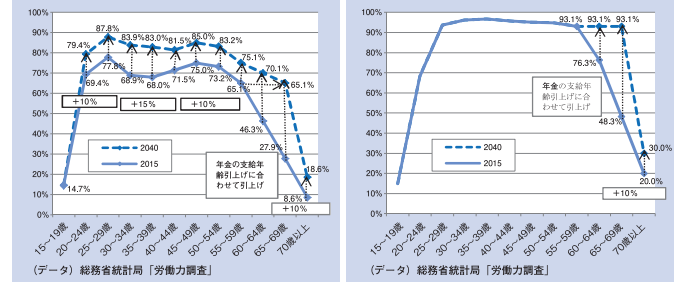
図表1 中位推計の場合の人口と労働力人口の差
図表2 2025=2.07の場合の人口と労働力人口の差



2.2040年にかけて労働力率の引き上げが必要

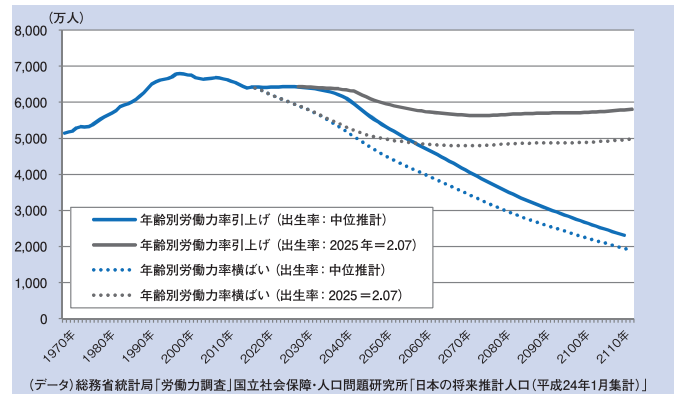
従って、目先2040年にかけては、現在すでに生まれている人口の中で労働力人口をねん出しなければならない。そのためには、年齢別の労働力率を上げる必要がある。具体的には、女性の労働市場への参加の一段の促進と高齢者の雇用の促進が必要だ。図表3、4は、2040年にかけての具体的な年齢別労働力率引き上げのプランだ。女性の20代から50代までは、10%から15%労働力率を上げることとしている。また高齢者については、男女とも2040年には65～69歳の労働力率が2010年の55～59歳の労働力率となるようにしている。

図表3 年齢別労働力率引き上げ(女性) 図表4 年齢別労働力率引き上げ(男性)



このような年齢別労働力率の引き上げにより労働力人口の見通しがどの程度違ってくるかを示したのが図表5だ。このように、図表3、4のような年齢別労働力率の引き上げがなされれば、労働力人口は2040年にかけてはほぼ横ばいで推移することが可能となり、その間に出生率が2.07まで回復すれば、2040年以降も労働力人口がさほど減らずに推移することが可能となる事が分かる。

図表5 労働力人口(2040年にかけて労働力率引き上げ)



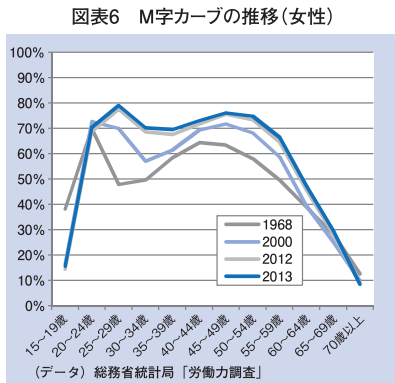
3.労働力率引き上げの可能性の検証

問題は、図表3、4のような年齢別労働力率の引き上げが実際に可能かどうかということだ。この点が検証されなければ、図表5の姿は「絵に描いた餅」となってしまう。以下では、女性と高齢者の労働力率引き上げの可能性について検証する。

(1)女性の労働力率引き上げの可能性の検証

我が国の労働市場は、女性の労働市場への参入により維持されてきた。それは、図表6のように、いわゆるM字カーブのくぼみが浅くなることにより、女性の年齢別労働力率が高まってき

たことによる面が大きいが、最も労働力率が高い25～29歳でも8割に達しておらず、なお、引き上げの余地がある。こうした女性の労働市場への参入の受け皿となったのがパートである。パートという形態

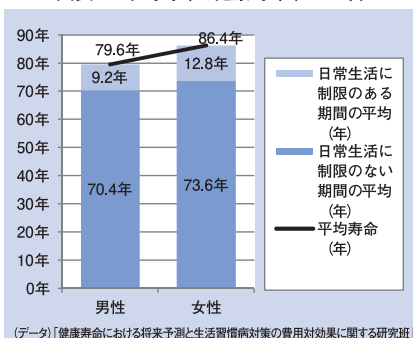


は、都合のいい時間に働きたいという子育て世代を中心にした女性のニーズと廉価でスポット的に労働を必要とする企業のニーズが合致しており、今後も拡大の余地がある。また、年齢別にみた無業者のうち就業希望者が20代から50代にかけて10～20%程度あることから、出産、育児への配慮等就業環境が整備されれば、年齢別労働力率を引上げる余地はあると考えられる。

(2) 高齢者の労働力率引き上げの可能性の検証

当研究所の北浦修敏主任研究員が本年3月にディスカッションペーパーとして発表した「世代会計の手法を活用した政府支出の長期推計と財政再建規模の分析」において、少子化予算を年金削減でカバーするための一つの方策として、年金支給開始年齢を65歳から70歳に引き上げた場合の財政バランスを試算している。年金支給開始年齢の70歳引き上げが出来れば、60歳代の高齢者の労働力率を引上げることが可能と考えられる。年金の支給開始を65歳に引き上げる過程において、企業においても65歳まで雇用を継続する企業が増えてきており、また働く高齢者としても年金支給開始までは経済的理由で雇用の継続を希望する割合が高い。従って、年金の支給開始年齢を70歳まで後ずらした場合には、70歳までの雇用の継続を希望する高齢者も増えると考えられる。また、体力面でも図表7のように、日常生活に制限のない期間は男女とも70歳を上回っており、70歳まで働くことは可能と考えられる。ただし、価値観が多様化する中で、健康でいられる間に自分のやりたいことをしたいと希望する高齢者も出てくると考えられること

図表7 平均寿命と健康寿命(2010年)



から、一律に70歳までの労働を求めるのではなく、70歳まで働かないという選択肢(=年金の早期支給の場合の減額措置)も準備する必要がありと考えられる。

政策研究

グーグルグラスからゴルフウォッチまで ウェアラブル化する世界と ウェアラブル・ コンピューティングの 今後の方向性

主任研究員

雨宮寛二

1. ウェアラブル端末とは

ウェアラブル端末とは、身につけて持ち歩きが可能な情報端末の総称を意味する。現在、ウェアラブル端末は、頭部に装着するディスプレイ型端末であるスマートグラスと、携帯情報端末機能を持つ腕時計型端末であるスマートウォッチの2つのタイプが開発され、製品化が進められている。

スマートグラスとは、眼鏡をかける要領で頭部に装着して使用するウェアラブル端末を意味する。基本的に、スマートグラスは、視覚で捉える現実の光景に、バーチャルな情報をディスプレイに重ねて表示する方式が採用されているものが多い。そのため、このAR(Augmented Reality:拡張現実)による機能を強調して、ARメガネと呼ばれることもある。ディスプレイの表示方式には、網膜走査ディスプレイを採用するものが多い。

他方、スマートウォッチは、腕時計の方式で手首に装着して利用するウェアラブル端末を意味する。従来の時計の他に演算処理や通信といったコンピュータ機能を兼ね備えていることから、ウェアラブルコンピュータとも呼ばれている。スマートウォッチの多くは、フルタッチパネルのユーザーインターフェースを採用している。これにより、通信やアプリケーションの実行が可能で、スマートフォンに保存されたメールの確認や画像の閲覧といった連携機能を兼ね備えているものも多い。

スマートグラスにしても、スマートウォッチにしても、ウェアラブル端末は、現在、ビジネス・ユース向けと消費者・ユース向けの両面から開発が進められている。

2. スマートグラスの開発状況

スマートグラスは、現在、さまざまな仕様で開発が進められている。プロトタイプのものもあれば、既に販売されているものもあるが、その機能性と特質を検証してみたい。

まず、単一機能にフォーカスして、消費者・ユース向けの専用デバイスとして開発が進められているのが、Telepathy One である。Telepathy One は、メガネ型ウェアラブルデバイスであり、Telepathy Oneは、いわゆる見ているものを共有する専用デバイスで、機能は映像ストリーミング共有に限られる。映像

ストリーミング共有は、特にAR化されていないため、ありのままのリアル映像を共有するに止まっている。

他方、汎用的な機能を備え、AR化により新たな付加価値を創出し、主にコンシューマー・ユース向けのデバイスとして開発が進められているのが、Google Glassである。機能として、写真や動画の撮影、ストレージ、音声命令、GPS、SMSメッセージング、MyGlass、Glasswareなどが装備されている。これらの機能は、耳掛け部分に装着されているタッチパッドで操作を可能にするが、その他に、音声による操作も可能であるため、手による操作が省け、人間本来の動作の自由度を高める仕様となっている。また、Google Glassのディスプレイに表示される情報は、アプリアイコンを選んでから何かをするのではなく、行動や通知といったアイテムを直接選ぶ発想を取り入れているため、ヒトの行動に忠実な動作環境が整っているといえる。

これらの他に、専門分野に特化して、ビジネス・ユース向けの専用デバイスとして開発が進められているのが、Eyes-On GlassesやAirScouterである。Eyes-On Glassesは、着用者の視界の中央に透過した静脈のデジタルコンテンツをAR化により正確にオーバーレイ表示しながら周囲の環境も見ることができ、注射の穿刺ミスをなくす医療技術として開発されている。

また、AirScouterは業務用シースルー型ヘッドマウントディスプレイで、主に3つの業務を支援する機能が内蔵されている。1つ目の機能は、機器組立支援としての機能である。これは、セル生産における多品種少量生産の大型機器など、複雑な機械の組立作業をサポートするものである。2つ目の機能は、遠隔作業支援としての機能である。これは、遠隔地から修理・メンテナンス作業等をサポートするものである。3つ目の機能は、ピッキング作業支援としての機能である。これは、倉庫における商品や部品のピッキング作業をサポートするものである。これらの機能は、AR化されているため、実際の作業に付加価値を与え、作業の効率性を高めるものである。

3.スマート・ウォッチの開発状況

スマート・ウォッチは、スマート・グラス同様、現在、さまざまな仕様で開発が進められているが、スマート・グラスに比べ、既に商用化されているものが多く、その中には、普及が進んでいる製品も存在する。

特定の機能にフォーカスして、コンシューマー・ユース向けの専用デバイスとして開発が進められ、既に商用化を果たしているのが、ゴルフ専用のスマート・ウォッチである。多くの製品は、日本のゴルフコースのほぼすべてをカバーしているが、中には、海外のコースもカバーしている製品もある。一般的な機能としては、飛距離計測の他に、グリーンヤハザード、ピン位置までの距離表示、2グリーン同時表示、スコア管理入力、フルオート検索などが装備されている。基本的には、ゴルフをラウンドする際のサポートに特化された専用デバイスであり、画面表示はすべて数字とイメージ図で表示されているため、特にAR化はされていない。

他方、特定の機能ではなく汎用的なデバイスとして、さまざまな機能を搭載してコンシューマー・ユース向けに開発が進められているのが、Smileである。Smileは全体がタッチパネル式の構造になっていることから、その操作性は多くのスマートフォンが採用しているユーザー・インターフェースに近い仕様となっている。機能面では、電話

や電子メール、写真・動画撮影、スケジュール管理、財布など、スマホとしての機能が標準装備されている。Smileで注目すべき特徴は、自己学習アルゴリズム機能である。Smileは最先端のAI(Artificial Intelligence:人工知能)のアルゴリズムベースのオペレーティング・システムを搭載しているため、ヒトの行動をemoセンサーによってロギングすることができる。他のシステムより7~8倍速く学習することを可能とし、見た映画や食べたものなどからすぐに次のオススメを紹介してくれるため、いわゆるアンティシペーション・コンピューティングの恩恵を享受できるようになっている。

4.ウェアラブル端末の開発傾向の分析

プロトタイプを含め現在製品化されているウェアラブル端末は、技術的な特徴と機能的性質から、大きく2つの基軸、すなわち、①AR化されているか否かと、②機能が汎用的か専用のか、でクラスタリングすることができる。それを示したのが、図表1である。

図表1 ウェアラブル端末の開発傾向の分析

| | 汎用的 | 専用の |
|------|--|---|
| AR化 | <ul style="list-style-type: none"> Google Glass (C, B) Eyes-On Glasses (B) | <ul style="list-style-type: none"> AirScouter (B) |
| 非AR化 | <ul style="list-style-type: none"> Smile (C) SmartWatch2 (C) | <ul style="list-style-type: none"> Telepathy One (C) Golf Watch (C) FUEL BAND (C) Myo (C) |

(凡例)○:スマート・グラス □:スマート・ウォッチ B:ビジネス・ユース C:コンシューマー・ユース

図表1から、AR化が、スマート・グラス主導で進められていることが分かる。スマート・グラスがAR化と親和性が高いのは、スマート・グラスが、ほぼ視線を変えずに、AR化されたアプリケーションを利用できることにある。逆に、スマート・ウォッチのAR化が遅れているのは、AR化されたアプリケーションを利用する際に、視点をスマート・ウォッチに移す行為が必要となるため、AR化との親和性が低くなるからである。

5.ウェアラブル・コンピューティングの今後の方向性

これまで見てきたウェアラブル端末の開発の現状と分析を踏まえて、ウェアラブル・コンピューティングの今後の方向性について考察すると、次の2つの方向性が見えてくる。

一つは、動作環境の面である。今後は、人が日常生活の中で負担している情報取得コストを取り除き、リアルな情報をバーチャルな情報が補足するかたちで、より人間的で自然な日常生活を送ることができる方向にテクノロジーが進んでいくと考えられる。ウェアラブル端末により、こうした余分な情報コストが無くなれば、時と場所に応じたリアルな情報を人間本来の自然な動作環境で楽しめるようになる。

二つ目の方向性として、今後、ネットを利用したテクノロジーサービスは個人の行動や環境といった、いわゆるコンテキストを理解できる方向へと向かっていくことである。そして、個人の行動を予測して、新しい情報をコンテキストに応じて提示する技術、すなわち、アンティシペーション・コンピューティングが進んでいくと考えられる。

研究所ニュース

第5回 東京-ソウル・フォーラム:日韓関係の改善に向けて有意義な討議を展開

世界平和研究所(IIPS)と韓国シンクタンクのソウル国際フォーラム(SFIA)は2014年9月19～20日、第5回 東京-ソウル・フォーラムを都内で開催した。本フォーラムは国際経済、外交、安全保障などの分野で日韓の政・官・財・学の各界を代表する識者が意見交換を深める戦略対話の場として2010年より毎年開催されている国際会議である。

第5回を迎えた今回は、「新たな日韓関係の構築を目指して」を総合テーマに、基調講演と4つのセッション、さらに両国のオピニオンリーダーによる記念スピーチから構成される密度の濃いプログラムが展開された。韓国からは韓昇洲(ハン・スンジュ)元外交通商大臣をはじめ11名の代表団が来日、中曽根康弘IIPS会長を表敬訪問後、会議を行った。

まず開会式では、佐藤謙IIPS理事長から韓

国代表団を歓迎する意が表され、鄭求鉉(チョン・グヒョン)SFIA理事長が最近の両国関係に前向きな「変化の兆し」が読み取れると指摘して、応じた。

続いて、榊原定征日本経済団体連合会会長が「グローバル経済戦略と日韓経済協力」と題した基調講演を行った。榊原会長は「現在の日韓関係の打開を図る上で、両国経済界が担う役割は決して小さくない」と述べ、2015年の日韓国交正常化50周年が「次の50年」を見据えた協力関係構築の絶好のチャンスになると指摘した。

基調講演を受け継いだ第一セッション(モデレーター:荒井寿光IIPS副理事長)では、TPPや日韓FTAを含む「国際経済戦略と日韓経済協力」について真田幸光愛知淑徳大学教授、安德根(アンドゥクン)ソウル大学教授による発表と討議が行われた。

初日夜のレセプションには、来賓として、着任間もない柳興洙(ユ・フンス)駐日本国大韓民国大使館特命全権大使と中根一

幸外務大臣政務官が出席し、本フォーラムの意義を高く評価する旨の祝辞を述べた。

翌日の第二セッション(モデレーター:洪起沢(ホン・キック)KDBフィナンシャルグループ会長・CEO)は「日韓ビジネスコラボレーション」をテーマに、柳津(リュウ・ジン)豊山グループ会長・CEO、伊藤一郎旭化成株式会社取締役会長が自社のビジネス展開例を紹介し両国経済界の関係性を模索した。続いて、日韓議員連盟幹事を務める平沢勝栄衆議院議員と、韓昇洲元外交

通商大臣による記念スピーチが行われ、より良い両国関係の構築のための提言が交わされた。

第三セッション「日韓関係を取り巻く安全保障環境」(モデレーター:申珏秀(シン・カクスウ)元駐日本国大韓民国大使館特命全権大使)では、細谷雄一IIPS上席研究員・慶應義塾大学教

授が安倍政権下の日本の安全保障政策について、金聖翰(キム・スンハン)高麗大学教授が朴槿惠政権の外交政策や東アジア情勢に対する見方についてそれぞれ報告した。討議では、両国を取り巻く中国、米国、北朝鮮といったキープレイヤーの情勢を踏まえた両国の外交関係のあり方について、踏み込んだ意見交換が行われた。

第四セッション(モデレーター:藤崎一郎IIPS副理事長)は、総合討議の場として「日韓両国は今、何をすべきか?」をテーマに参加者全員参加型の討論を実施した。これまでのテーマに加え、歴史認識問題も踏まえた上で、建設的な意見交換が行われた。

二日目の夕食会では三村明夫IIPS副会長・日本商工会議所会頭が、二日間の討議を総括し、さらに両理事長が来年の日韓国交正常化50年に向けて本フォーラムの継続と発展を確認し合せて、閉幕した。なお会議は基本的にはクロードであるが、公開部分の一部は日本テレビのNEWS ZEROで報道された。

ウクライナのシンクタンクとの意見交換

9月13日～17日、松本主任研究員と福田研究員がウクライナのキエフに出張し、大統領直轄戦略研究所、ラズムコフ・センター、キエフ政府・紛争研究センターなどのシンクタンク関係者とウクライナ情勢につき意見交換を行ったところ、概要次のとおり。

(1)ロシアとの停戦合意の評価:9月5日の停戦合意は、ウクライナ政府の当初の和平計画と矛盾するばかりか、ロシア側の合意違

反にも揺さぶられており、長続きしないとの見通しが示された。特に受け入れ難い項目としては、「東部での戦闘に拘わった人間の恩赦」と「ルガンスク、ドネツク二州への『特別な地位』の付与」の二項目であることが指摘された。たとえウクライナが停戦しても、ロシア側の停戦違反を防ぐ保障がないとも指摘された。

(2)ウクライナの長期的な安全保障の見通し:長期的にウクライナ

研究所ニュース

に安全を提供する勢力は存在せず、ロシアとの良好な関係なしに展望を持っていないとの見方が強い。また、NATOへの加盟は不可能であり、EUへの早期加盟も困難であるとも指摘された。紛争状態にあるルガンスク、ドネツクの東部二州(ドンバス地域)は経済



的に重みを持っており、この二州なくしては経済発展の展望が描けないとの説明があった。

(3)「ブダペスト覚書」の重要性:ウクライナの安全保障に関連する文書として、ウクライナが核兵器を放棄する引き換えに米英ロシアがウクライナの安全を保障するとした、1994年の「ブダペスト合意」があるが、ロシア側がこれに一方的に違反したことの重大性が指摘された。すなわち、核兵器を放棄したのに安全の保障がなされないとすれば、今後の核開発国はもはや自国の核兵器や核開発を放棄しなくなる点が指摘された。米英はこの文書に基づきウクライナの安全を保障する責任を負っており、これは強力だが、未だ十分に活用されていない文書であるとも指摘された。

(4)プーチン大統領の狙い:今次危機におけるロシアのプーチン

大統領の狙いとは、ウクライナ全体の不安定化を政治、軍事・経済・エネルギーのあらゆる面で追及し、もってウクライナの西側への参加を阻み、ロシアの影響下に留めることであるとの説明があった。また、ウクライナ東部からクリミア半島を経て沿ドニエスル地域に至る、陸の回廊(ランド・コリドー)を形成しようとするということでも指摘された。

(5)西側の対応の評価:ウクライナでは、日本がウクライナの立場を支持してしてくれるとの評価が大半であったが、同時に、日本を含めて西側のジャーナリストや有識者の多くが、ロシア側の捻じ曲げられた見解に強く影響されている場合が多いことも指摘された。また、米国のウクライナへの支援は評価するとしつつ、欧州のロシアに対する対応への懸念が示された。欧州はロシアとの関係について未だに従来の宥和的な思考を続けており、欧州にとって一体どこがレッドラインなのか分からないとの指摘も行われた。とりわけ、現在のウクライナ情勢が、1938年のミュンヘン宥和と似ていることも語られた。ウクライナから見れば、現状は、「多くのチェンバレンはいるが、一人のチャーチルもいない」状況なのだという。



【人 事】 ●大橋東子秘書 退職(8月31日付)

研究所会議テーマ一覧

- ◆ 少子高齢社会対策としての移民促進策の検討 井出智明(主任研究員)
 - ◆ 日米安保関係の展開 細谷雄一(上席研究員)
 - ◆ シーインシデント―「海上事故」にかかわる米海軍などの事例― 由井暁生(研究員)
 - ◆ 気候変動第5次報告書 小堀深三(特任研究顧問)
 - ◆ 南シナ海問題 松本 太(主任研究員)
 - ◆ 人口減少下での労働市場 藤江泰郎(主任研究員)
 - ◆ 将来世代への負担の先送り規模の分析 北浦修敏(主任研究員)
 - ◆ ゲーグルグラスからゴルフウォッチまでウェアラブル化する世界とウェアラブル・コンピューティングの今後の方向性 雨宮寛二(主任研究員)
- ※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/research/index.html>



第11回中曽根康弘賞 募集のお知らせ

募集期間 平成26年7月3日～平成27年1月31日
詳しくは、ホームページ <http://www.iips.org>をご参照ください。
多数のご応募をお待ちしております。